

平成20年度農林水産分野知的財産人材育成総合事業
知的財産人材育成基本方針

－検討委員会報告－

平成21年3月

目 次

1	はじめに	1
2	人材育成事業の考え方	2
	①「知的財産」の創造	
	②「知的財産」移転の促進	
	③「知的財産」の活用	
	④「知的財産」が適切に保護される環境の整備	
3	知的財産人材の育成	3
	(1) 「知的財産」の活用・保護に係る人材	3
	①「知的財産」を活用する人材の育成	
	②「知的財産」の活用を支援する人材の育成	
	③その他の農林水産事業関係者	
	(2) 各人材に必要な知識	5
	表1 知的財産人材と求められる知識	6
	(3) 「知的財産」の活用の理解	7
4	人材育成事業の対象と教材のモジュール化	7
	(1) 人材育成事業の対象別実施形態	7
	①生産者グループ等のリーダー	
	②企業的農業経営体の経営者	
	③地方公共団体行政担当職員	
	④生産者グループ等及び農業法人の知的財産担当者	
	⑤普及指導員	
	⑥営農指導員	
	⑦「知的財産」の活用に取り組む生産者グループ等のメンバー	
	⑧一般農家	
	⑨学生（農業高校、都道府県農業大学校、大学農学部等）	
	(2) 知識レベルの差異への対応	9
	(3) 現場ニーズへの対応と研修の絞り込み	10
	(4) 人材育成事業のための資料のモジュール化	10
5	モジュール構造と使用方法	11
	(1) モジュール構造	11
	(2) 使用方法	12
付表	人材育成事業モジュール骨子	13
参考	「農林水産分野知的財産人材育成総合事業」事業検討委員会について	19

1 はじめに

現在の経済社会においては、人の知的創造活動によって生み出された「知的財産」が収益を上げていく資源として非常に重要になっている。我が国においても、2003年の知的財産戦略本部の創設以来、知的財産の重視による国の競争力強化のための国家戦略が進められてきた。

農林水産分野においても、「知的財産立国」を目指した様々な取組を行っていくことが重要である。即ち、我が国の農林水産業が、経済のグローバル化や生活の変化の影響を受ける一方で、担い手の高齢化・減少というかつてない厳しい状況下にあるとともに、数々の制約条件の下で海外に比して生産コストが高くなることが避けられない状況にある中で、今後とも持続的に発展していくためには、「知的財産」の創造・活用により差別化を図り、付加価値の競争に打ち勝っていく必要がある。このため、農林水産省においては、2007年3月に「農林水産省知的財産戦略」を策定し、「知的財産」の創造・活用促進、知的財産の保護強化及び普及啓発・人材育成に係る施策を推進している。

農林水産分野の新技术や新品種等の知的財産は、従来から、国又は都道府県の試験研究機関で新技术や新品種が開発され、広く普及されてきたこと、農業者等の努力により現場で生み出された多くの技術やノウハウもその多くは権利化されず共有されてきた等、公共財的な使われ方をしてきた経緯がある。また、地域的な農業技術のイノベーション促進のためには、特定人のみがかかる技術情報を専有するのではなく、一定地域において共有することも有効ではないかと指摘されているところである。

先の戦略においても、人材の育成に関し、「農林水産分野の知的財産対策としては、技術や工夫などの無形の価値を「知的財産」として認識し、それを適切に扱うことが必要であり、この知的財産戦略そのものを含め、「知的財産」の取扱いに資する知識を農林水産・食品関係者に普及していき、それぞれの分野で知的財産に詳しい人材を育成していくことが、何より重要である。」としているところである。

この戦略の下に、普及指導員、都道府県・市町村の行政担当者、農協の営農指導員等を対象とした人材育成事業が実施されてきたところであるが、更に力を入れていくとともに、対象ごとの役割を明確化して、農林水産分野の新技术や新品種等の利活用について目利きできる人材を育成する基本的考え方を策定し、その下でこれを効率的・効果的に実施していく必要がある。

このような認識の下に 2008年度から実施されている「農林水産分野知的財産人材育成総合事業」において、まず、どのような者にどのような役割を担ってもらい、どのような知識をどのように普及すべきか等についての統一的な方針をたてるとともに、そのために必要な知識をどのように習得させるか等について検討を行うこととされたところである。

本検討委員会は、その検討のために設置されたものであり、以下において、議論の成果を取りまとめたところである。

2 人材育成事業の考え方

「農林水産省知的財産戦略」は、「価値ある無形資産である「知的財産」の創造を活発に行い、それを活用して高付加価値製品の生産・販売や、地球温暖化やエネルギー・食料需要の高まり等に対応した作物の開発等を行い、産業競争力の強化、地域活性化等につなげることをこの戦略の目標とする」としている。

実際に、知的財産を創造し、活用するのは「人」であるところから、この目標を実現していくためには技術・ノウハウ、植物新品種等の「知的財産」を創造・保護・活用する知的財産人材を育成することが重要である。

人材の育成に当たっては、「知的財産」が、価値あるものとして創造され、移転され、有効に活用され、更に、適切に保護されなければならないことに留意して、各々の役割を担う人材の育成を図る必要がある。

① 「知的財産」の創造

農林水産分野における「知的財産」の創造は、現時点においては、主として、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構等の研究機関（以下「独立行政法人」という。）、都道府県の試験研究機関、種苗会社等において行われている。独立行政法人、都道府県の試験研究機関の研究・開発担当者の人材育成は、知的財産権の移転実務担当者の人材育成とともに、「農林水産技術移転促進事業」（注）の中で実施されている。

一方で、農業現場等においても「知的財産」の創造が行われているところであり、今後一層促進することが必要であるが、このためには、技術開発力の向上とともに開発された技術等を知的財産として取り扱う能力を向上させることが必要であり、このための人材の育成も重要な課題である。

注）「農林水産技術移転促進事業」の概要：独立行政法人が保有する知的財産権について、農林水産大臣認定 TLO（技術移転機関）による産業界への技術移転活動を支援するとともに、全国の研究者・技術移転実務者を対象として技術移転活動から得たノウハウを活かした実践的な人材育成ワークショップ等を開催する事業。

② 「知的財産」移転の促進

独立行政法人、都道府県の試験研究機関等で開発された技術、新品種等は、普及活動を通じて農業現場等に導入されている。また、独立行政法人、都道府県の試験研究機関では、農林水産大臣認定 TLO（AFFTIS アイピー）、各都道府県の知的所有権センター等を通じて「知的財産」の移転を進めている。この「知的財産」の移転を担当する人材の育成は、前述のとおり、「農林水産技術移転促進事業」の中で検討することとされている。

③ 「知的財産」の活用

「知的財産」が有効に活用されるためには、「知的財産」を活用する部門において、それを有効に活用できる人材の存在が必要である。

「知的財産」を活用する者は、一義的には経営判断として知的財産の取扱いを決断する者であるが、経営判断には多くの事項について検討することが求められことから、判断要素の一つである知的財産について精通することは難しい。このため、「知的財産」を活用する者を適切に支援する人材の役割も重要であり、その育成を図ることも「知的財産」が有効に活用される環境の整備として重要である。

④ 「知的財産」が適切に保護される環境の整備

「知的財産」が適切に保護される環境を整備するためには、多くの農林水産業関係者が、知的財産権等の「知的財産」に関する基礎的な知識を有し、知的財産権を尊重することが必要である。

3 知的財産人材の育成

(1) 「知的財産」の活用・保護に係る人材

本委員会は、農林水産分野において、「知的財産」が有効に活用される環境及び「知的財産」が適切に保護される環境の整備を目標とした人材育成について検討を行うものであるが、以下において、「知的財産」を活用する人材、「知的財産」の活用を支援する人材及びその他の農林水産業関係者について、望ましい能力と能力形成に必要な知識の整理を行うとともに、農林水産分野においてどのような者がその人材に該当するかを考察する。

① 「知的財産」を活用する人材の育成

新しい技術・品種を「知的財産」として活用するということは、単にその技術・品種を生産現場に導入するということだけでなく、権利化等により適切に保護した上で、経済的な利益に結び付けていくことと言える。この観点から「知的財産」を活用する人材を捉えた場合、「知的財産」を活用する人材は経営判断を行う者である。

「知的財産」を有効に活用するためには、経営判断を行う者が、有望な技術・品種を正しく評価し、適切な活用方法を決定・推進し、利益に結びつけることができる能力を備えていることが望まれる。そのためには、経営能力を有するとともに、知的財産権を中心とした知的財産制度を理解していること、すなわち、戦略的な知財経営の方法、知的財産の活用方法、知的財産に係る制度・法律、知的財産の流通、係争に関する知識を備えていることが必要である。なお、このような知識の一部は、後述の支援人材に頼ることも可能である。

「知的財産」を活用した経営判断では、個人事業者としての農業者等が必ずしも判断を行っているわけではなく、市場の状況、生産・販売形態等により実質的に経営判断を行う者は異なることがある。

例えば、花のように少量でも新しい品種等が市場で独自の評価を受け、評価に応じた価格が決定される作物では、個々の農家が、「知的財産」の活用に係る経営判断を行うことが可能であることから、「知的財産」を活用する者は個々の

農家となる。

一方、果実や野菜のように、ある程度まとまった量が出荷されなければ市場で認識され、独自に価格が設定される（差別化の実現）までに至らない作物の場合には、生産量を確保できる生産単位で、出荷基準、生産規模、販売先等を決め、差別化を図ることが必要となる。このような生産単位としては、大規模な農業生産法人、農協生産部会、単位農協、地域の生産者グループ等があり、この場合の「知的財産」を活用する者は、農業生産法人の経営者、生産者グループのリーダー等、経営上の問題を実質的に判断する者である。

注) 上記のように、「知的財産」を活用した経営判断に基づいて農業経営を実施する主体には、個人農業者や農業法人のように一個の生産単位からなる場合と、農協生産部会等のように複数の生産単位からなる場合がある。本報告では、以下、「知的財産」を活用した経営を実施する主体について、一個の生産単位からなる場合を「企業的農業経営体」と、複数の生産単位からなる場合を「生産者グループ等」と表現することとした。

また、都道府県や市町村の試験研究機関が開発した新品種を用いて新たな特産品作りを目指す等の場合には、都道府県や市町村の行政担当職員が生産規模、販売先等をどうするかを判断し、実質的に「知的財産」の活用に係る経営判断を行う者となる場合もある。

更に、知的財産戦略の策定等「知的財産」に係わる政策立案に携わる都道府県の行政担当職員も「知的財産」を活用する者と考えられる。

② 「知的財産」の活用を支援する人材の育成

「知的財産」を活用する人材は、「知的財産」の活用について判断をする場合、自己の生産能力、市場の動向、導入する新しい技術・品種の内容、利用可能な知的財産制度等の多くの要素を考慮する必要がある。そのため、複雑な知的財産制度の細部まで自分で理解しておくことよりも、必要なことを相談しながら進めることができる人材からの支援を得て判断を行なうほうが現実的である。

この支援は、生産者グループ等の内部の者から得られる場合と、普及指導員のような外部の者から得られる場合がある。

このような「知的財産」の活用を支援する人材は、「知的財産」を活用する者に適切に助言等が行うことができるとともに、弁理士等の知的財産分野の専門家に業務を委託して進行を管理できる、権利侵害が発生した場合に初期的な対応策を理解し、専門家と相談して対応策を検討できる等の知識を有していることが望ましい。

「知的財産」の活用に対する支援においては、「知的財産」に関する取組が経営にどのような影響を及ぼすのかについての理解が必要であり、農業生産法人にあっては幹部職員が、生産者グループにおいてはサブリーダーが役割を担う

ことが望まれる。

また、「知的財産」の活用を支援する人材は、必ずしも内部に求める必要はなく、信頼できる外部の人材にその役割を求めることも可能であり、都道府県の普及指導員や農協の営農指導員にそのような役割を果たすことが期待される。

特に普及指導員は、都道府県の職員として農業者に対して広く技術・経営指導を行っているものであり、知的財産について、生産者への知的財産権に関する知識の普及啓発、生産現場における「知的財産」の発掘、育成者権等の知的財産権の権利取得支援等とともに、権利化した「知的財産」の活用及び権利侵害への対応に取り組んでいる。

③ その他の農林水産業関係者

農林水産業の現場では、これまで「知的財産」や「知的財産権」が意識されることが少なく、地域社会の中で曖昧なまま共有されるものも多くあった。しかしながら、近年、地域の戦略的作物の栽培技術が海外に流出し、国内農林水産業への影響が懸念される例等が見られ、また、農業への企業参入等を契機に農業技術の特許化や秘匿化の動きが進む中で、生産現場での意識ギャップによる意図せざる侵害の発生も懸念されている。このような状況においては、一般の農林水産業者関係者に知的財産制度の基礎的な知識を浸透させ、「知的財産」や知的財産権を尊重する意識を醸成することが、「知的財産」を適切に保護する観点から重要である。

また、地域団体商標の取得・活用の取組に参加している生産者には、取組の遂行に必要な知識（基礎的な商標制度等）を持つことも重要と考える。

また、次世代を担うべく農林水産業を学んでいる者（農業高校生、都道府県農業者大学校生、大学農学部生等）が、早い段階から「知的財産」に関する基礎的な知識を身につけ、重要性を認識することも重要である。

(2)各人材に必要な知識

上記3の諸点を踏まえ、検討委員会においては、研修等を実施する場合、各々の人材に知的財産制度についてどのような知識が必要となるのかの検討を行った（表1参照）。

表 1

知的財産人材と求められる知識

人材	人材の例	知財一般経営 指針・事例	農林水産分野 知財活用	知的財産制度	種苗制度	商標制度	特許・実用新 案・意匠制度	紛争処理制度
知財を活用する人材	生産グループ・部会のリーダー	高度な活用を目指す際	育成者権、商標特許の活用事例	基本的な知識	必要な部分の詳細	必要な部分の詳細	基本的な知識(知的財産制度の一部)	
	農業法人代表	高度な活用を目指す際	育成者権、商標特許の活用事例	基本的な知識	必要な部分の詳細	必要な部分の詳細	基本的な知識(知的財産制度の一部)	
	地方公共団体担当者		育成者権、商標の活用事例	基本的な知識	必要な部分の詳細	必要な部分の詳細		
知財活用を支援する人材	生産グループ・部会の知財担当者		リーダーと同程度の知識	リーダーより詳細な知識	専門的な知識	全体の理解、必要な部分の詳細	全体の理解	初期対応、外注が可能な知識
	普及指導員		育成者権、商標特許の事例	相談に対応できる知識	専門家としての知識	相談に対応できる知識		
	営農指導員		簡単な活用事例	基本的な知識	全体の理解	基本的な知識(知的財産制度の一部)		
裾野人材	取組生産グループ・部会のメンバー		簡単な活用事例	基礎的な知識	基礎的な知識	基礎的な知識		
	一般農家			初歩的な知識	基礎的な知識			
	学生(農業高校、農学部等)		簡単な活用事例	基礎的な知識	基礎的な知識	基礎的な知識(知的財産制度の一部)		

(3) 「知的財産」の活用の理解

「知的財産を活用」することを理解するには、制度に対する知識を習得し理解するだけでなく、その活用の仕方、実際に活用する際のメリット・デメリット等を理解しておくことも重要であり、人材育成事業では、知的財産活用のモチベーションを高めることも視野に入れる必要がある。そのために、本事業の趣旨、参加者のレベルに応じた活用事例を積極的に利用することとする。

また、新しく開発された技術・品種には、権利化し、事業者の収益に活用されるもの以外に、誰もが利用可能な「公共財」として活用されるものがあることにも留意する。

4 人材育成事業の対象と教材のモジュール化

上記「3 知的財産人材の育成」において、農林水産分野において「知的財産」を保護・活用する人材と求められる能力・知識等について検討したが、次に、どのように人材育成事業を実施していくのかについて検討した。

(1) 人材育成事業の対象別実施形態

人材育成の方法には、リーフレット等の資料提供、集合研修、講演（講習会及びシンポジウムを含む。以下同じ。）、OJT、教育機関への留学等の手法があるが、本事業においては、資料配布、講演及び集合研修を実施することとしている。

集合研修及び講演の場合には、対象とする者によって事業の実施場所や時間に制約が生じることがあるので、何箇所かで複数回実施する、実施できる時間に合わせて内容を絞り込む等の工夫が必要となる。また、一般の生産者等の場合には、人材育成事業の対象となる者を特定して実施することが難しく、その場合には、普及組織等を通じて意識・知識の浸透を図る等の対応が必要となる。以下に、事業の対象とする者毎に実施し得る人材育成事業の形態等を整理する。

①生産者グループ等のリーダー

これらの者は、生産に従事しながら生産者グループや生産部会の運営を行なっているために、数日に渡り遠隔地で行なわれる集合研修への出席は困難な者が多いと考えられる。また、「知的財産」に対する意識も様々で、全く関心のない者から積極的に活用している者までいる。

このため、これらの者を対照とした人材育成事業は、比較的熱心に取り組んでいる者に向けた各地方での短期間の講演、知的財産に関心を有している者に対する資料提供、比較的関心の薄い者に対する初歩的・啓蒙的な資料提供等の取組が考えられる。

ただし、一般的な呼び掛けは農林水産省等の公的広報媒体を通してできるが、系統だった働き掛けは農協を通じる以外は難しいものと考えられる。

②企業の農業経営体の経営者

これらの者は、上記①の者と同様の状況にあり、短期間の地方での講演、資料提供の対象となる。

ただし、農業法人の代表の場合には、上記①と異なり関係団体（日本農業法人協会）の協力を得ることができれば系統だった働き掛けが可能となる。

③地方公共団体行政担当職員

各都道府県においては、農林水産分野での「知的財産」に対する取組への関心も高まっており、全国レベルの取組等にも関心が強く、2～3日程度の集合研修でも相当の参加が期待できる。また、知的財産に対する関心や知識も近年高まっており、初歩的・啓蒙的な資料の提供は必要ないと思われるが、農林水産業関係者への働き掛けに際してのルートの起点の一つとなるため、その観点からの周知が必要となる。

④生産者グループ等及び農業生産法人の知的財産担当者

これらの者は、日常の生産に従事しており、数日に渡り、遠隔地で行われる集合研修、講演への出席は困難と思われる。また、実際には知的財産担当者と明確に決められている者は少ないと考えられ、これらの者だけを対象とした事業を実施する必要性は乏しいと思われる。

⑤普及指導員

普及指導員は、「知的財産」に対する関心も高く、実際に、「知的財産」を活用する取組を支援するほかに、農家による新品種の開発及び育成者権の取得、地域団体商標の取得等に対する支援を行なう等、幅広い取組を実施している。

普及指導員は、日常業務において、農業現場における「知的財産」の創造・保護・活用を支援する人材として活動するとともに、農業関係者の「知的財産」の創造・保護・活用に対する意識向上に貢献している。

普及指導員に対する人材育成は、OJTと地域ブロック単位で行われる研修を中心に進められている。「知的財産」に関しても、既に数日間にわたる地域ブロック毎の研修が実施されており、今後ともこれを継続することが望まれる。また、研修の実施に際しては、研修受講者がOJTにおける指導的立場となる可能性も視野にいれておくことが必要と思われる。

⑥ 営農指導員

農協の営農指導員は、「知的財産」の活用を支援する人材として機能することを期待されるが、現状においては「知的財産」の創造・保護・活用にほとんど関与していないと考えられ、農協系統組織で実施する人材育成においても「知的財産」に関する知識等の教授は取り入れられていない。「知的財産」に関する取組も業務の一環であると認識され、かつ、資料が提供されれば、独学による知識の習得、地域ブロック単位で短期的に行なわれる講演等への参加が期待できる。

⑦ 「知的財産」の活用に取り組む生産者グループ等のメンバー

基本的には日常の生産活動に重点を置いている者であり、生産現場に近い場所での講演等でなければ、人を集めての事業は難しいと考えられる。生産者グループ等の指導者に熱意があれば、現場での勉強会等の機会に、取組に即した基礎的な知識等の浸透を図ることが期待でき、簡単なパンフレット等の配布により知的財産に関心を惹起し、基礎的な知識の周知を図ることが考えられる。

⑧ 一般農家

これらの者については、短時間で読めるパンフレット等の配布により、「知的財産」に関する意識の涵養や初歩的な知識の周知に止まるものと思われる。

⑨ 学生（農業高校、都道府県農業大学校、大学農学部 等）

対象者が学校に集まっており、先方に出向いて講演等を行なうことが現実的であり、効果的である。

なお、内容については、先方のレベルや関心に応じた工夫が必要となる。

(2) 知識レベルの差異への対応

人材育成事業を実施していくに際し、対象となる各関係者の中でも「知的財産」に対する認識、知識等のレベルが多様であり、特に集合研修においては、その点を考慮しないで事業を実施した場合には期待した成果が得られない可能性が高い。

対象人員が多く、人材育成事業の資源（予算、講師、会場等）が確保されているのであれば、入門レベル、基礎・応用レベル、専門レベル等の研修を階層的に企画、実施することが望ましい。普及指導員ではこのような条件が整い、実際に階層的な研修が実施されている。

一方、対象人員、資源等が限られた状況下では、実施する集合研修等を階層化して実施回数を増やすことは困難である。その場合、落ちこぼれを出さないために研修レベルを安易に引き下げるとは、期待する研修成果が得られない、「知的財産」の保護・活用に積極的に取り組んできた参加者の参加意欲を低下させる等の事態に陥るおそれがあり、避けるべきである。

また、予めアンケートや試験等により参加者のレベルを絞り込む方法もあるが、現状では、参加者のレベルに大きな差がある研修等を実施せざるを得ない場合が多い。そのような場合には、研修の一部（初日等）に初歩的・基礎的な内容のものを集中させる（受講の必要のない参加者は2日目以降からの参加が可能とする）、研修参加者が最低限知っておくべき事項等を事前に独学で習得させておく等の工夫が必要となる。

(3) 現場ニーズへの対応と研修の絞り込み

これまで述べてきたように、限られた期間、時間の中での研修を行うに当たっては研修内容の絞り込み等の工夫が必要である。1日で終わる研修は、参加しやすい反面、内容の絞り込みについてはかなり工夫が必要である。このような場合には効率的、効果的な研修を実施する観点から現場のニーズを踏まえた研修内容になるように絞り込みを行ったり、知的財産制度毎に研修時間を変えたりすることも重要である。

また、研修内容の絞り込みを行う場合は、研修対象者によって、優先して学ぶべき事項は異なってくることに留意が必要である。

なお、全体の研修を、知的財産制度全般についての講義と種苗法、商標等の個別法制度の詳しい講義を組み合わせるような場合には、内容的な重複はある程度避けられないものの、必要最低限の重複となるように運用を図ることが重要である。

(4) 人材育成事業のための資料のモジュール化

上記のように、知的財産人材の育成事業を進めていくためには、集合研修といった特定の時間に特定の場所に集まって行うことが困難な者、集合研修を効果的に実施するために事前の学習が必要な者等にも対応することが重要である。

そのためには、必要な情報を、対象者のニーズ、レベルに合わせて整理し、リーフレット、テキスト、電子媒体等の形で利用できるようにする必要がある。

具体的には、人材育成事業において、事業目的、対象者、開催時間、方法に合わせて資料の選択ができるよう、必要な情報を階層的に整理し、モジュール化した資料として整備することが望まれる。

注) 資料のモジュール化の意義

ここでは、研修の目的に応じて、各制度について必要とされるレベルに応じた資料を選択して研修を実施できるように、各制度等について異なるレベルの複数の資料を作成しておくことを、資料のモジュール化としている。

こうすることにより、研修を柔軟に組み立てることが容易になるとともに、研修を理解するための基礎知識を欠く参加者も予め独習することが可能になり、より効率的・効果的な研修が実施されることが期待される。

5 モジュール構造と使用方法

(1)モジュール構造

- ①モジュールは、各知的財産制度（種苗制度、商標制度、特許制度、実用新案制度、意匠制度及び紛争処理（侵害対応））と各制度に共通する事項に関する知的財産の総論について作成する。
- ②モジュールは、制度ごとに、5段階（入門レベル、基礎レベル、基本レベル、応用レベル及び専門レベル）とする。
- ③各制度における基礎レベル、基本レベル及び応用レベルの3つのモジュールは、内容が重複しないものとし、3つのモジュールを併せても、それらが一つの資料としての構成を有するものとする。
- ④入門レベルは、一般農業者向けパンフレット等の配布資料用のもので、基礎レベルと重複する内容を含むが、表現方法等については、目的に合わせた工夫を行う。
- ⑤応用レベルに対応する人材育成事業は、その内容の一部のみを対象として実施される場合もある。
- ⑥専門レベルは、種苗審査官、品種保護Gメン、弁理士、知的財産コンサルタント等の業務や権利侵害事案の処理等を対象とした人材育成事業を想定したもので、現時点で実施する予定はないが、事業に応じて内容を決定することとする。
- ⑦モジュール骨子では、事業の対象とする人材が、期待される役割を果たすために必要な最低限のレベルから望ましいレベルまでに対応するモジュ

ールに、○印を付して示している。

ただし、専門レベルについては、実際のニーズに応じて作成することとするため、モジュール骨子では空白としている。

注) 本委員会で検討した人材育成事業用のモジュールの骨子を付属として掲載している。

(2)使用方法等

- ①モジュールの骨子を作成し、人材育成事業の実施に際しての内容決定、資料作成の指針として使用する。
- ②入門レベルは、資料配布等の啓蒙活動資料として利用するものであり、早期に資料を整備する必要がある。
- ③種苗制度以外の知的財産権の制度（基礎レベル及び基本レベル）は、実際の研修においては、総論で一括して取扱うことを前提としている。

参考

「農林水産分野知的財産人材育成総合事業」事業検討委員会について

<事業検討委員の開催状況>

第1回事業検討委員会

日 時：平成20年6月3日（火） 13：30－15：30

場 所：三会堂ビル2階 S会議室

検討内容：

1. 農林水産分野知的財産人材育成総合事業について
（農林水産省大臣官房企画評価課知的財産戦略チーム）
2. 平成20年度農林水産・食品分野知的財産専門家養成事業について
（(社)農林水産技術情報協会）
3. 普及指導組織による知的財産に関する取組状況について
（農林水産省経営局普及・女性課）
4. 農林水産分野における知的財産の普及啓発・人材育成事業等について
（(社)農林水産先端技術産業振興センター）
5. 農林水産分野の人材育成方針について検討

第2回事業検討委員会

日 時：平成20年6月30日（月） 13：00－14：50

場 所：三会堂ビル2階 S会議室

検討内容：農林水産分野知的財産人材育成における研修方針

第3回事業検討委員会

日 時：平成21年3月2日（月） 13：30－16：00

場 所：三会堂ビル2階 A会議室

検討内容：

1. 平成20年度事業報告
2. 平成20年度研修結果を踏まえた知的財産人材育成方針の決定について

<事業検討委員>

- ・一橋大学大学院 国際企業戦略研究科教授 土肥 一史
- ・全国農業協同組合中央会 営農・経済事業改革推進本部
食の安全・安心対策室審査役 丸澤 充芳
- ・愛知県農業総合試験場 企画普及部広域指導グループ
主任専門員（花き担当） 伊藤 健二
- ・日本弁理士会 農林水産知財対応委員会委員長 小川 眞一
- ・栃木県農政部 経営技術課長 水沼 裕治
- ・(社) 農林水産技術情報協会 特許情報部部長 小川 一貴
- ・筑波大学 生命環境科学研究科
国際地縁技術開発科学専攻准教授 納口 るり子
- ・(独) 種苗管理センター
業務調整部品種保護対策課長 田平 雅人

<事業関係機関>

- ・農林水産省生産局知的財産課
- ・農林水産省生産局技術普及課
- ・農林水産省農林水産技術会議事務局 先端産業技術研究課
- ・(社)全国農業改良普及支援協会
- ・(社)農林水産先端技術産業振興センター